

G7首脳テレビ会議

(概要)

2020年3月16日
外務省

3月16日(月)23時から約50分間、安倍晋三内閣総理大臣はG7首脳テレビ会議に出席したところ、概要は以下のとおりです。今回の会合は、仏からの提案を受けて、本年のG7議長国米国の呼びかけで開催されました。G7首脳間でテレビ会議が行われるのは初めてです。また、会合後、首脳宣言が発表されました。

1 参加したG7首脳は、新型コロナウイルス感染症に関し、各国内の経済状況や感染拡大防止策について意見交換を行いました。

2 安倍総理からは、1点目として、現下の厳しい状況を収束させるためには、治療薬の開発が重要であり、G7の英知を結集させ、開発を加速させることが必要であること、2点目として、経済に悪影響がある中、G7が協調して必要十分な経済財政政策を実施するという力強いメッセージを出すべきであるとの点を述べ、G7の賛同を得ました。また、今回の首脳間のテレビ会議は非常に有意義であり、必要に応じ再度開催することでも一致しました。

3 また、安倍総理は、東京オリンピック・パラリンピックについて、人類が新型コロナウイルスに打ち勝ち勝った証として、完全な形で実施したいと述べ、G7の支持を得ました。

4 参加したG7首脳間では、新型コロナウイルス感染症への対応に際し、国際社会が一丸となった取組が求められていることを確認し、首脳間で率直な意見交換を行い、G7として引き続き協力することで一致しました。

【参考】G7首脳テレビ会議出席者

日：安倍総理、米：トランプ大統領、独：メルケル首相、加：トルドー首相、伊：コンテ首相、英：ジョンソン首相、仏：マクロン大統領、EU：ミシェル欧州理事会議長、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長

(了)

G7首脳声明 (2020年3月16日) (仮訳)

我々、G7首脳は、新型コロナウイルス (COVID-19) のパンデミックが、人道的な悲劇かつ世界的な衛生上の危機であり、世界経済にも大きなリスクを与えることを認識する。我々は、より緊密な協力と強固な連携を通じ、強いグローバルな対応を確保するために必要なことは全て行うことをコミットする。現下の情勢は、国家的な緊急措置を必要とするかもしれないが、我々は国際経済の安定に引き続きコミットしている。我々は、新型コロナウィルスのパンデミックに関連する現下の困難への対処のため、科学と根拠に基づき、かつ、我々の民主的な価値観及び民間企業と整合的な、国際的に連携されたアプローチを取る必要があるとの確信を表明する。

我々は、政府の全ての力を集結させて、以下を行うことにコミットする。

- 新型コロナウイルスのリスク下にある人々を守るための必要な公衆衛生上の手段を調整する。
- 市場の信認及び成長を回復し、雇用を守る。
- 国際貿易及び投資を支援する。
- 科学、研究及び技術協力を促進する。

我々は、ともに行動することで、新型コロナウイルスのパンデミックによって生じる保健及び経済リスクを解決し、力強く持続可能な経済成長と繁栄の力強い回復のための土台をつくるために取り組む。

新型コロナウイルスに対する我々の対応の加速化

我々は、我々の全国民の健康と安全を守るために精力的に取り組む。現在の新型コロナウイルスの流行への対応を加速化することが、引き続き我々の最重要課題である。我々は、適切な国境管理措置を含め、新型コロナウイルスの拡散を減速させるために協調して取り組む。

我々は、我々の国内及び国際的な保健システムを強化するための努力を増進する。我々は、衛生的な影響を伴う感染症の流行及び緊急事態に際して対応を主導し、地理的な空白を生じさせない形で、WHOの国際的マニフェストを完全に支持し、全ての国、国際機関及び民間企業が、感染症グローバル準備・対応計画などの世界的な取組を支援することを奨励する。

我々は、予防戦略と緩和措置を向上させるため、最新かつ最適な情報へのアクセスを確保するための即時情報共有の重要性を強調する。

我々は、ウイルスをより良く理解し、闘うために、疫学及びその他のデータを蓄積する。

我々は、グローバルな連帯である感染症流行対策イノベーション連合 (IEP) に対する自発的な支援を通じたものを含め、協調的な研究の取組を強化する。我々は、効率性、安全性

F A X 送 信 票

令和2年2月19日 (水)

参議院議員 小西洋之議員

件 名：1月31日 (金) に関催した国家安全保障会議

について

送信枚数：1枚 (本票のみ。)

平素よりお世話になっております。
先程のお電話において、小西先生から標記についてお尋ねがございました。1月31日 (金) に関催した国家安全保障会議のメンバーについては、以下のとおりとなります。

内閣総理大臣、副総理兼財務大臣、総務大臣、法務大臣、
外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛
大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長

御査収の程、よろしくお願いいたします。

【参照条文】

(1) 国家安全保障会議設置法 (昭和61年法律第71号) (抜粋)

(所掌事務等)

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べ、

(略)

十二 重大緊急事態(武力攻撃事態等、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び次項の規定により第九号又は第十号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの)のうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。)への対処に関する重要事項

十三 その他国家安全保障に関する重要事項

(議員)

第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。

一 第二条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長

二 第二条第一項第十一号に掲げる事項 外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官

三 第二条第一項第十二号に掲げる事項 内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣

2~4 略

(2) 国家安全保障会議設置法第5条第1項第3号及び第2項の規定に基づき国務大臣の指定に関する規則 (平成25年12月4日内閣総理大臣決定)

1 国家安全保障会議設置法 (昭和61年法律第71号。以下「法」という。) 第五条第1項第3号に規定する事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣は、次の各号に掲げる事態 (法第2条

発信元
内閣官房 国家安全保障局

〒100-0014
東京都千代田区永田町2-4-12 内閣府別館2階
TEL: 03-5253-2111 (内線82921)
直通 03-6910-0356
FAX 03-3581-6522

イラクの米軍駐留基地へのロケット攻撃事案

外務省中東アフリカ局
令和2年3月16日

米軍駐留基地攻撃事案(3/11)の発生及びその後の動き

- 11日夜(現地時間。注:ソレイマニ・コッツ部隊司令官の誕生日)、米軍主導対ISIL有志連合軍が駐留するタージ基地に対する10発~18発のカチュージャ・ロケット攻撃が発生。3名(米兵1名,米コントラクター1名,英兵1名),隊員14名が負傷。
- 12日,シリア国境に近いイラク領内の親イラン民兵拠点到空爆が行われ,人民動員部隊(PMU)に死者(18~26名)が出たと報道あり(実施主体不明)。
- 13日,米軍は,イラクのバabil県及びカルバラ県のカタール・イブ・ヒズボラー(KH)武器庫5カ所に空爆を実施(イラク軍によれば,6名死亡(治安関係者5名,カルバラ空港職員1名),13名負傷)。(12日夜(米国時間),米国防省は,KHに攻撃を行った旨発表しつつ,前日のタージ基地攻撃に対する防衛的かつ均衡のとれた対抗措置である旨説明。)
- 14日,タージ基地に33発のカチュージャ・ロケットが着弾。報道によれば,イラク軍兵士2名負傷,対ISIL有志連合隊員3名負傷(国籍不明)。犯行主体不明。

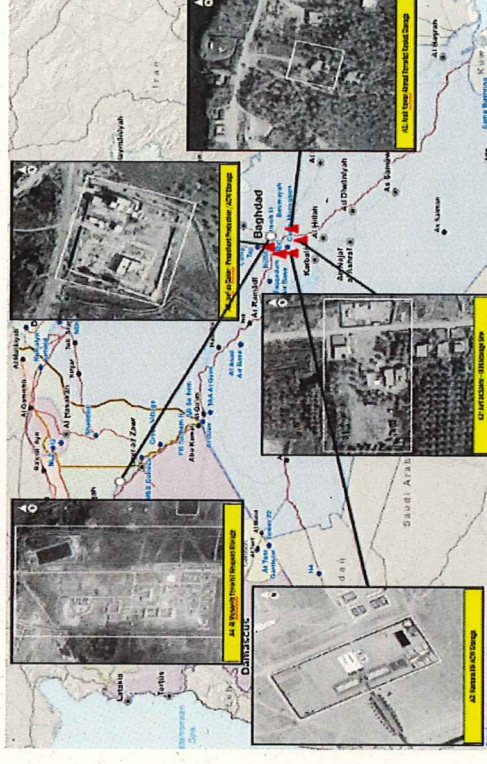
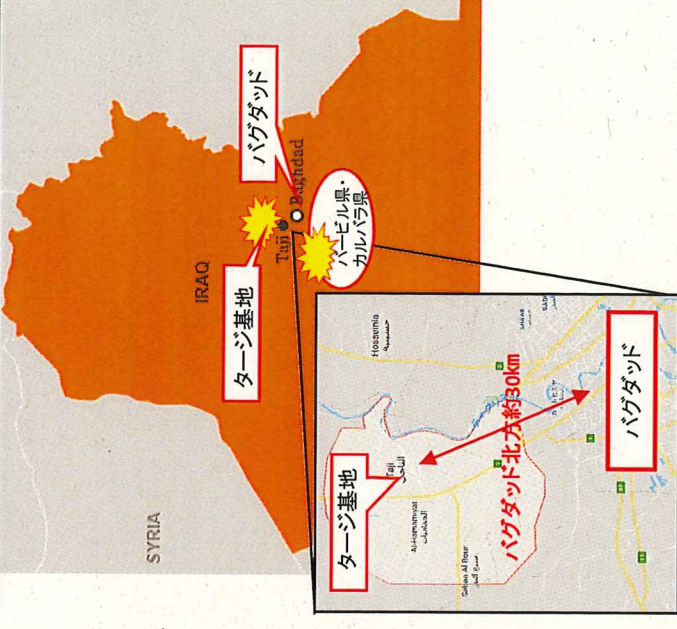
各方面の反応

3/11のタージ基地攻撃後の反応

- 12日,マッケンジー中央軍司令官は,「イランはイラクで起こる攻撃を防ぐことはできないだろう。イラクにおける代理勢力をとりまとめたソレイマニはもはや存在しておらず,(代理勢力への)指揮・統制が若干難しくなっている。」と発言。
- 12日,イラク大統領府は「タージ軍事基地へのテロ攻撃を非難する。」旨発表。
- 12日,KHは「(タージ軍事基地で)ジハード作戦を実行した者達を,神が祝福し,その手を熱く握らんことをと犯行を称える声明を発表。

3/13の米軍による攻撃後の反応

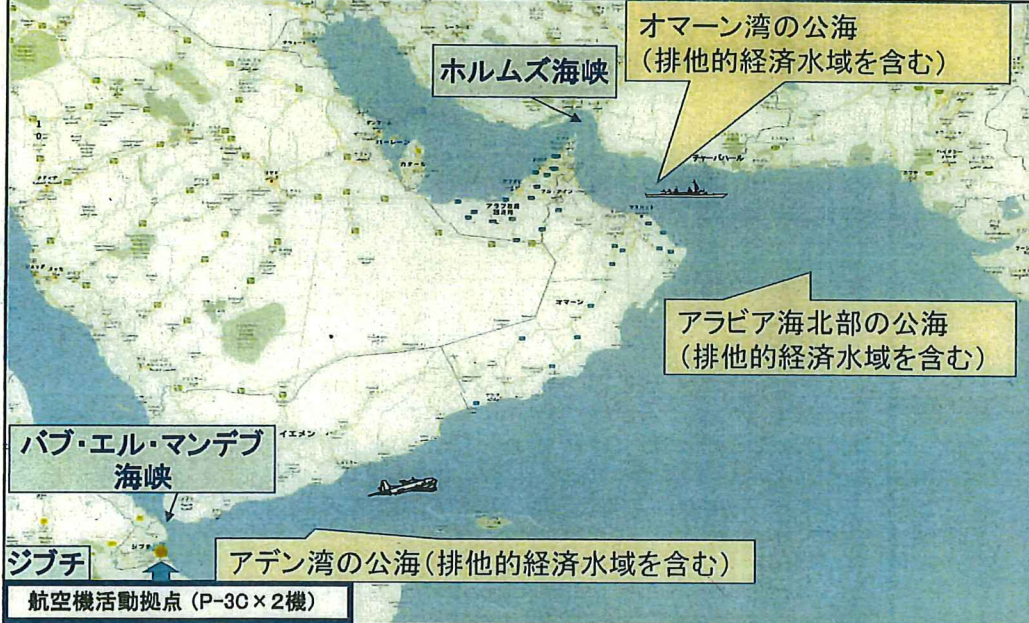
- 13日,イラン外務省は,「米国は,自らのイラクにおける違法な駐留がもたらした結果及び,イラクの司令官や兵士を殺害したことに対するイラク国民の反応に關し,他国を非難するべきではない。」旨発表。
- 13日,イラク大統領府は「外国軍の空爆を非難。同空爆は国家主権に対する侵害とみなされる。」旨発表。同日,イラク外務省は駐イラク米大使を召還して抗議。
- 14日,KHは声明で,同組織の死傷者はいない旨発表。



13日に米国防省が発表した5カ所の攻撃対象

自衛隊による情報収集活動

- 活動の目的: 政府の航行安全対策の一環として、日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集。
- 運用アセット: **護衛艦(ヘリコプター1~2機搭載)1隻(新規派遣)**
固定翼哨戒機P-3C 2機(派遣海賊対処行動部隊の航空機を活用)
→ 実際の現場海域における船舶の航行状況や周辺海域の状況、特異事象の有無等について、継続的に情報を収集することが可能。
- 情報収集活動地域: **オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海(排他的経済水域を含む)**
- ※ 不測の事態が発生するなど状況が変化し、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、海上警備行動を発令して対応(保護対象は日本関係船舶(海上警備行動による海賊対処時と同様)とし、個別具体的な状況に応じて対応)。



運用アセット

(艦艇部隊)



- ・護衛艦(ヘリコプター1~2機搭載) x 1隻
- 要員: 約200名
- (司令部要員を含む。派遣艦艇によって変動する可能性あり。)

(航空機部隊)



- ・P-3C x 2機
- 要員: 約60名
- (海賊対処行動部隊の航空機を活用し、同部隊の幕僚要員を追加。)

②

1 出典: 防衛省資料より小西洋之事務所作成 2020年1月17日 参議院外交防衛委員会 立憲・国民新緑風会・社民 小西洋之

イラン軍の主な配置状況

令和2年1月15日
防衛省



(資料源: Jane's World Armies/Navies/Air Forces "Iran-Army/Navy/Air Forces" (2019.4/2019.6/2019.7), CRS Report "Iran's Ballistic Missile and Space Launch Programs" (2018.8), ONI "Iranian Naval Forces" (2017.2) (2019.6)等)

出典: 防衛省資料より小西洋之事務所作成 2020年1月17日 参議院外交防衛委員会 立憲・国民新緑風会・社民 小西洋之

憲法第九条の禁じる武力の行使を行わないことや、自衛隊による活動と他国による武力の行使の一体化を回避することについて、枠組みとして担保する必要がある場合には当該枠組みを法定したところでございます。(発言する者あり)

いや、先ほど言いましたように、これまでの例でいいますと、自衛隊の活動が武力の行使を行うことがないようにする必要はある、あるいは武力の行使の一体化を回避する必要がある、そういう場合について枠組みとして担保する、そういう枠組みを設けてきたところでございます。

○小西洋之君 そうなんです。自衛隊がその紛争に巻き込まれるような可能性が絶対生じないような、そういう法律の枠組みを設けていたんですね。

河野大臣に伺いますよ。その枠組みの一つ、PKOのあの五原則の初めの原則ですね。紛争当事国に停戦合意が成立している。アメリカとイランは今ツイッターでお互いの見解を明らかにしているだけです。両国首脳が会ってもいない、停戦合意文書もない。停戦合意は成立しているとは言えないと思います。また、日本、自衛隊がそこに参加することについて、二つ目の要件ですね、紛争当事国が同意をしている。先ほど、同意したのかどうか、同意を取ったのかどうか聞きましたけれども、全く答えていただけませんでした。で、

三つ目、そのそこでの自衛隊の活動、この場合PKOですけど、中立の立場で行われる。今回、自衛隊が行うことは、アメリカの軍司令部に派遣、自衛官を、幹部自衛官を派遣し、そしてイラン軍の情報も取るわけですね。全く中立でないわけです。

こうしたこの三つの今私が申した条件、状況に照らして、この度のこの自衛隊の派遣は、自衛隊が紛争に巻き込まれる可能性があるという意味において憲法九条に抵触するものとは考えませんか。論理的に答えてください。

○国務大臣(河野太郎君) 現時点においてアメリカとイランの間で武力の行使が行われている状況にあるとは考えておりません。

現時点で自衛隊が何らかの武力紛争に巻き込まれるような危険があるとは認識しておりません。

○小西洋之君 現時点のことなんか聞いていない。先ほどあなた、一〇〇%起きない断言なんてできないと言ったじゃないですか。そういうことが起きないように、一〇〇%起きないような仕組みを設けているのが過去のPKO、あるいは今から質問しますけれどもイラク特措法なんです。

イラク特措法の要件申し上げますね。自衛隊の活動期間においてその地域で武力紛争が起きない。これ、法律の要件ですよ。そうした確信がありますか、重ねて聞きますけど。現在はお互いドンパ

チはしていないということは今答弁されましたけれども、この派遣一年間の間にこの海域でアメリカ軍とイラン軍が絶対に戦争をしない、そうした確信、理解はありますか。

○国務大臣(河野太郎君) 少なくとも現時点ではアメリカとイランが武力紛争を、武力の行使をしている状況にはない、自衛隊が紛争に巻き込まれるおそれはないというのが認識でございます。

状況が大きく変わるようなことがあれば国家安全保障会議を開いて対応をしっかりと検討する、そういうことでございます。

○小西洋之君 現在のこと聞いていませんよ。将来、自衛隊、今あなたの命令によってつい先日派遣されたわけですから。何をおっしゃっているんですか。

結局、もう時間なのでやむなくまとめに入りますけれども、今回の自衛隊の中東派遣というのは今から申し上げているような面で憲法に抵触するわけでございます。一つは、紛争可能性のある地域に自衛隊を送る。もう一つは、これ質問はできませんでしたけれども、海上警備行動、あつ、これ質問しましょうか。河野大臣、イランを相手に海上警備行動を行うことを想定していますか。

○国務大臣(河野太郎君) イランを含めて特定の国家が、日本関係船舶であることを認識し、これらの船舶に武器等を使用した侵害行為を行うこ

理事会協議となった事項

外交防衛委員会

【資料要求等】

- ① 陸上自衛隊宮古島駐屯地整備に際した御嶽（ウタキ）の保全範囲の決定に係る具体的な根拠の提出
(伊波君（沖縄）要求（11／7委員会）)
- ② 「宮古島駐屯地新設現況調査報告書」全体の提出
(伊波君（沖縄）要求（11／12委員会）)
- ③ 陸上自衛隊宮古島駐屯地整備に際して御嶽（ウタキ）周辺で井戸（カー）を埋めたか否かに係る工事業者からの報告並びに柵で囲まれた範囲における着工前後の現場写真及び工事打合せ簿の提出
(伊波君（沖縄）要求（11／12委員会）)
- ④ 平成28年4月28日における米軍の夜間空中給油訓練中の事故発生空域と当該事故前後に設定されていた自衛隊の臨時訓練空域との間の事実関係の報告
(井上君（共）要求（11／14委員会）)
- ⑤ 「機動展開構想概案」並びに防衛力の実効性向上のための構造改革推進委員会の各分科会及び機動展開ワーキンググループにおける議事次第、概要、配付資料等の提出
(伊波君（沖縄）要求（11／14委員会）)
- ⑥ 日米貿易協定における自動車・自動車関連部品を除いた貿易額ベースの米国の関税撤廃率の試算の提出
(井上君（共）要求（11／21委員会）)
- ⑦ 日米貿易協定の附属書における「アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追求する。」との規定についての日米間におけるやり取りに関する議事録の提出
(井上君（共）要求（11／21委員会）)
- ⑧ 米国通商拡大法第232条に基づく追加関税が自動車・自動車部品に課されないことをトランプ大統領が確認したことの根拠及び日米貿易協定において米国の自動車・自動車部品の関税撤廃が前提であることの根拠を条約審議の前提としての国会審議を果たすため日米両政府で協議した上で資料提出すること
(小西君（※）要求（11／26委員会）)
- ⑨ 米国が自動車・自動車部品の関税を撤廃しない場合には法的に協定違反となるか否かについての政府見解の提出
(小西君（※）要求（11／26委員会）)

先ほど小西洋委員の方からラズ・リスペクト・ツールという語もありましたが、その後にはリミネーションが入っているわけですが、ラズ・リスペクト・ツール・カスタム・フューチャーズだたら関税について交渉するんですけど、関税の撤廃について交渉するということは、もうこの附屬書に明確に書かれていることだと思っております。

○小西洋之君 ジ・エリミネーション・オブ・カスタム・フューチャーズがどういふふうに取り扱われているかが問題なのであって、それがラズ・リスペクト・ツールであれば撤廃が前提というふうに英語の訳として読めないんじゃないかということをおっしゃいます、それは結構ですが。

じゃ、政府参考人に聞きますけれども、先ほどの追加関税のところでも聞きましたけれども、二度にわたって質問通告、今回もさせていただきますし、あと野党の部会でも要否をさせていただきますけれども、この関税撤廃を前提として

いるというところから、このように書いて、この範囲であれば日本の国会で決まるといって、その範囲をアメリカ政府と、この本委員会の答弁と当たって協議していただいているのでしょうか。その協議の事実関係の有無を御答弁ください。

○政府参考人(山上信重君) 日米間の交渉の結果、こういう協定の文言になった。先ほど大臣から御説明しましたように、五条件、附屬書の規

定は、その間、シミュレーターに掛けないように求めたいと思います。

政府参考人 この十三番ですね、協定の法解釈として伺いますけれども、結果的に、仮にアメリカが追加関税を撤廃しなかつたら、アメリカはこの国際条約ですね、それに法的に違反することになるといふことか。

○政府参考人(山上信重君) 先ほど茂木大臣から御説明いたしましたように、自動車、自動車部品については、関税撤廃がなされることを前提に、市場アクセスの改善策としてその具体的な撤廃期間等について今後交渉が行われることになっております。その構構として、協定の五条件、それから附屬書の規定を御説明したところでございます。

もとより、日米貿易協定のこうした協定本文や附屬書の文言というものは、アメリカとの交渉で合意したものでございます。これらの規定は日米間の共通の理解が裏現されておまして、アメリカが自動車、自動車部品の関税を撤廃しないというふうなことは想定されておられません。

定になっているというのは、これは日米のもう共通の合意事項でございます。また国会で、このように形で日本の国会を説明しているというところはアメリカ側に説明をしておいていただくことでございます。

○小西洋之君 いや、だから、この今回の私の質問に当たって、アメリカ側とその答弁のために説明がわりについて協議したが、その協議の事実関係の有無を聞いています。時間稼ぎしないでください。イエスカノーかで答えてください。

○政府参考人(山上信重君) 度々のお答えになりますけれども、このような形で説明しているということはアメリカ側と始終連絡を取り合っておいております。

○小西洋之君 いや、だから、質問、国会議員が質問通告して、国会に対する説明責任、国会、私は国会だとなさきやいけなわけですから、あるいは国会に対する国会審議の責任を果たさなさいいけなわけですから、だから、説明できる範囲をアメリカと協議して答弁してくださいというふうに質問通告していますが、アメリカと協議しましたが、イエスカノーかで、事実関係を答えてください。

○國務大臣(茂木敏充君) 協定及び附屬書、これは明確に書かれていることでもあります。その内容を正確に国会に御説明を申し上げます。別に、

○小西洋之君 だから、想定するかしないかじゃなくて、協定の、国会に承認を求める法解釈を聞いているんですよ。アメリカが追加関税を撤廃しなければ、それはこの協定に違反する、アメリカが条約違反を犯すことになるかどうかという、その単純な法解釈を聞いています。答えられないはずないわけですから、答えてください。

○政府参考人(山上信重君) 同盟国であるアメリカと交渉事で決まるところ、これが協定本文であり附屬書の規定でございます。それとそれから、先ほど申し上げた想定はしていないということでございます。

○小西洋之君 いや、私もアメリカは重慶同盟国だと思っておりますけれども、同盟国相手のその条約だったら、その条約の解釈を国会で述べないんですか。

もう一度聞きます。関税が撤廃されなければ、これは、アメリカはこの協定の条約上の違反になる、その法解釈を聞いています。それについてイエスカノーかで答えてください。答えられるはずですよ。

○政府参考人(山上信重君) そのような規定の上になつて申し上げる、国会の場で申し上げることは適切ではないと考えております。

○小西洋之君 じゃ、内閣法制局に伺いますけれども、協定ですから内閣法制局も審査しているはずですよ。

日本とアメリカで、お互い解釈が違えば、こういう説明をしようよ、こんな打ち合わせはしてありません。協定の内容、これについて正確に正確に御説明する、それが政府の責任であると思っております。

○小西洋之君 ちょっと委員長、政府に資料要求をお願いしたいんですけど、追加関税についてはトランプ大統領との首脳会談が確認しているから信用してください。で、関税撤廃が前提になっているということはこの英語の文言。私からいふ法律専門家、アメリカ、海外との契約に関する専門家にも聞きましたけれども、こんな文章でそんなこと読めませんよと強まっています。

です。委員長、是非、アメリカ政府と日本の国会に於いて、我が委員会に於いて、今言った二つのその構構ですね、追加関税がトランプ大統領が確認している、また関税撤廃が前提になっている、そのことと日本の国会にこの範囲であればアメリカとして説明していい、そのことについて日本政府が協議して、本委員会に資料提供することをお求めます。

○委員長(北村経実君) 後刻理事会で協議いたします。

○小西洋之君 政府参考人に聞きますけれども、今伺ったその追加関税あるいはこの関税撤廃、このやり取りですね、会議録はあるということですが、

けど、内閣法制局は法解釈を巡るための機関ですから、答えてください。

仮にアメリカが関税を撤廃しなければ、アメリカはこの協定に法的に違反することになるかどうか、答弁ください。

○政府参考人(高橋康文君) 御質問は条約の話でございますので、一義的には法務官庁の方から御答弁いただくことが適当と考えておりますので、今御答弁があるかとおりであるかと思っております。

○委員長(北村経実君) 小西洋、時間が来ております。

○小西洋之君 ちょっと時間で、答弁拒否でございますので、内閣法制局は協定、条約を審査する、それは当たり前のことでございますので、委員長、委員会に、アメリカが関税を撤廃しなければこの協定違反に法的になるかどうかについて、政府の見解の資料提出を要求を求めます。

で、質問を終わります。

○委員長(北村経実君) 後刻理事会で協議いたします。(発言する者あり) 御静粛にお願いいたします。

○秋野公造君 公明党の秋野公造でございます。お役に立てるよう質問をしたいと思います。

さきの委員会で、私は自由貿易を推進する我が国の立場につきましてお話を伺いをさせていただきました。日米貿易協定に対する期待はありま

ということを言ったわけですが、その書類が何たるかが説明できなければ、佐川氏の証言は根拠を失うわけでございます。

もう一つ、佐川氏は、政治家の関与がない証拠として、不動産鑑定士に基づく土地の売却してあったというふうな言っております。

会計検査院に伺います。
佐川氏の不動産鑑定に基づく土地の売却の価格は適正であったということについて、会計検査院は認めますでしょうか。

○会計検査院長(河戸光彦君) 三月二十七日の証人喚問において証人がどのような趣旨で発言したかにつきましては、会計検査院として承知しているところではございません。

土地の売却について申し上げます、会計検査院は報告書において、地下埋設物撤去・処分概算額八億一千九百七十四万九千九百九十九円、算定に用いているの深度、混入率について十分な根拠が確認できないものとなっていたり、本件処分費の単価の詳細な内容等を確認することができなかったりなどしており、地下埋設物撤去・処分概算額を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていたと認められると記載しているところでございます。

○小西洋之君 今の答弁、要すれば、売却の最終価格について、会計検査院は適正性の根拠を持っていないということでしょうか。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。土地の売却について申し上げます、本件処分費の単価の詳細な内容を確認することができなかったりしており、地下埋設物撤去・処分概算額を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていたと認められるというふうに記載しているところでございます。

○小西洋之君 またこれで総理夫人等の関与がないという佐川証言の根拠が失われました。問題になっているのは、土地の売却の最終金額でございます。最終金額については、佐川証人は何も言っておりません、不動産鑑定のことだけを言っているわけではございません。しかし、その最

終金額は適正なものではないという会計検査院の判断があるわけではございません。

財務省に伺います。

財務省の中にある電子ファイルですね、電子ファイルについて、森友あるいは昭恵などのキーワード検索掛けて、その文書が存在するか野党合同ヒアリングでお願いいたしますけれども、調査はしていただいておりますでしょうか。

○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたように、応接録なり交渉記録なりといったものも含めて他の文書がないかということについて、この十四の決裁文書のこと、一段落を付けた上できちんとやらなければいけないと申し上げております。

その上で、今委員の御指摘は、そういう過程においてどうやって調べたかということのキーワード検索というお話がありましたが、その調べ方の一つを御示唆いただいたものというふうに承知しておりますので、それも含めて調べると、いろんな形でとかく調べられるものを調べると、いう決意で臨みたいと思っております。

○小西洋之君 委員会要求をお願いいたします。私、かつて総務省で働いていたんですけれども、行政文書のサーバー等ですね、この森友、昭恵といったようなキーワードで検索すれば、それが含まれている全ての文書があつたという間に出てまいります。財務省に、直ちにその調査をして、この委員会にその文書があるかどうかについて報告をするようにお願いいたします。

○委員長(金子原二郎君) 理事会で協議をさせていただきます。

○小西洋之君 では、今日の更なる本題に進めさせていただきます。この改ざん問題ですけれども、論点は二つでございます。一つは真相解明、今行ったものでございます。もう一つは、そもそもこの改ざんが、我が国の国民主権及び議院内閣制をじゅうりんする、議会政治を破壊する暴挙だということござ

います。

参議院事務局にお願いをいたします。

昨年三月二日の本委員会における委員会の資料提出要求及び三月六日の検査院の検査要請の経緯と法制上の位置付けについて答弁をください。

○事務総長(郷原信君) お答え申し上げます。

平成二十九年三月二日の参議院予算委員会におきまして、委員から、森友学園に対する国有地売却に関し、近畿財務局を含む財務省において作成された決裁文書及びその関連文書の提出要求がなされたことを踏まえまして、予算委員会理事會協議を経て、予算委員長より政府に提出要求がなされたものと承知しております。また、この予算委員長による提出要求は、参議院委員会先例二八一、報告又は記録の提出要求に関する例に基づき、憲法六十二條に定める国政調査権の行使である国会法第四四條による成規の手續を省略して行われたものと承知しております。

次に、三月六日に行われました会計検査院に対する検査要請の件について御説明申し上げます。

平成二十九年三月六日に、森友学園への国有地売却等につきまして、参議院から、憲法第六十二條に基づき国政調査権の行使として国会法第五五條の規定に基づき会計検査院に対して検査及びその報告要請がなされ、会計検査院は、会計検査院法第三十條の三に基づき検査を行い、同年十一月二十二日に参議院議長に報告書を提出したものでございます。

以上でございます。

○小西洋之君 安倍総理に伺います。

おられますが、財務省の決裁文書を書き換えた問題におきましては、国民の皆様への政治に対する信頼を覆す、損ねる事態となっていることについて責任を感じております。

また、国会の御要請に対してそうした事実ではない文書を提出をしたことは大変な問題であり、行政の長としてその責任を感じているところでございます。

○小西洋之君 国政調査権を妨害した行為かどうかを聞いております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国政調査権を妨害したかどうか、その意図が、言わば国政調査権を進めていく上においてそれに資するものを出さなかつたかということについては、まさにこれからしっかりと説明されるものと、このように考えております。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(金子原二郎君) 速記を起してください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指摘の妨害ということが、結果として審議を妨げることになったということについてはそのとおりだと思っております。

○小西洋之君 では、その妨害とは、憲法六十二條及び国会法の趣旨に反する行為を内閣として行った、政府として行ったという認識でよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 法令上のこの認識については、今私はここで申し上げることはできません。

○小西洋之君 いや、憲法解釈を聞いておりますので、答えてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 憲法上の解釈においては法制局で解釈をいたしますので、法制局から答弁をさせます。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 憲法第六十二條

「さ」と言っておちらの主張を丸呑みして認めてしまう。請求額を支払うことで裁判をすくなく終わらせ、それに よって遺族側に原因追及をさせないことが狙いだ。そうさせないためには、丸呑みできない金額で許さるしかない。佐川氏と園に 対し、総額二億二千万円余 の賠償を求めるつもりだ。 裁判はあくまで佐川氏を 法廷に呼び出し、謝罪を求 め、真相を追究するのが目 的だ。野井の冒頭にも「本 件訴訟の目的は、第一に、 なをい使夫が本件自殺に追

い込まなければならなかつたのか、その原因と経過を明らかにする点にある」と明記されている。だから 断断して得られた賠償金は、何らかの形で世のため人のために役立てたいと考えている。特に、二度と公文書改ざんなどという不正が起 きないようにするためだ。 三月十五日、私は東京都 内の佐川氏の自宅を訪れた。 室内に行きかかっている。 誰かがいることは間違いな い。インターホンを押し

ホンの前に使夫さんの手記 を持ってきて言った。「佐川さ ん、これは近畿財務局の亡 くなった赤木さんが遺した 手記です。これを読んで頂 けませんか?」……それで も心算はない。家の中で聞 いているのか、見ているの かかわらない。最後に私 は「手紙を郵便受けに入れ ておきますので、お読みく ださい」と言い残し、その 場を立ち去った。これを昌 子さんに伝えると、「私も 何度もピンポンされる恐怖 を味わったので少し気の毒 です」と話した。夫を追い

詰めた佐川氏にも同情を寄 せる心算しない人なのだ。 現在六十二歳の佐川氏、 二年前に国税庁長官を辞任 した後は再就職もせず、財 務省OBの集まりなどにも 顔を出していないという。 「全責任を負う」と言った とされる栗並氏にも取材を 申し入れると、「次職文書 の改ざんについては、平成 三十年六月四日に調査報告 書を公表している通りで す。おごりなりになられた 職員については、誠に残念 なことであり、深く哀悼の 意を表したいと思います」

と財務省の広報室を通じて 回答があった。 三月十八日、昌子さんは 大阪地裁に提訴する。被告 となる園と佐川氏は、どの ように返じるだろうか? さとに、責任があるとは指 された財務省側たちは? 彼らを統率する責任がある 安倍首相と厚生財務大臣 は? そしてまもももの発 端となった森友学園の小学 校の名譽校長だった首相夫 人の安倍昭恵さんは? み な、赤木使夫さんと昌子さ んの訴えをどのように受け とめるだろうか?

昌子のPOCに添えられたA4で7枚の「手記」

赤木使夫氏が遺した「手記」

手記

平成30年2月(作成中)

〇はじめに

私は、昨年(平成29年)2月から7月までの半年間、これまで経験したことがないほど異様な事実を担当

し、その対応に、連日の深夜残業や休日出勤を余儀なくされ、その結果、強度なストレスが蓄積し、心身に支障が生じ、平成29年7月から病 気休暇(休職)に至りました。 これまで経験したことがない異例 な事実とは、今も世間を賑わせてい

る「森友学園への国有地売却問題」(以下「本件事実」という)です。 本件事実、今も事実を長期化、 複雑化させているのは、財務省が園 会長で真実に反する虚偽の答弁を貫 いていることが最大の原因でありま すし、この対応に自身ともに痛む苦

しんでいます。 この手記は、本件事実に関する真 実を書き記しておく必要があると考 え、作成したものです。 以下に、本件事実に関する真実等 の詳細を書き記します。

1. 森友学園問題

私は、今も連日のように国会やマ スコミで政治問題として取り上げら れ、世間を騒がせている「森友学園 への国有地売却問題」(以下「本件 事実」という)を、昨年(平成29 年)2月から担当していました。 本件事実が社会問題化することと なった端緒は、平成29年2月9日、 朝日新聞がこの問題を取り上げたこ とです。 朝日新聞が取り上げた日の前日の 平成29年2月8日、豊中市議が園を 相手に、森友学園に売却した国有地 の売買金額の公表を求める訴えを提 起

佐川担当係長等)です。 杉田補佐や担当係長から、現場で ある財務局の担当者に、国会議員か らの質問等の内容に応じて、昼夜を 問わず資料の提出や回答書作成の指 示(メール及び電話)があります。 財務局は本省の指示に従い、資料 等を提出するのですが、実は、既に 提出済みのものも多くあります。 通常、本件事実に関わらず、財務 局が現場として対応中の個別の事業 は、動きがあった都度、本省と情報 共有するために報告するものが通常 のルール(仕事のやり方)です。 本件事実、この通常のルールに 加えて、国有地の管理処分等業務の 長い歴史の中で、強烈な個性を持ち

国会議員や有力者と思われる人物に 接するなどのあらゆる行動をとる ような特異な処理方で、これはどま りも長期化、国会で取り上げられ、今 もなお収束する見込みがない前代未 聞の事業です。 そのため、社会問題化する以前か ら、当時の担当者は、事実の動きが あつた際、その都度本省の担当課に 伝達記録(面談交渉記録)などの 資料を提出して報告しています。 したがって、近畿財務局が、本省 の了解なしに勝手に学園と交渉を進 めることはありえないのです。本省 は近畿財務局から事業の動きの都度 報告を受けているので、詳細な事実 関係を十分に承知しているのです。

に、当時の佐川局長が判断したもの と思われます。 (2)国会議員への説明 本件事実に関して、野党議員を中 心に財務省に対して、様々な資料を 要求されます。 本省は、本件事実が取り上げられ た当初の平成29年3月の時点では、 全ての資料を議員に示して事実を説 明するという姿勢であつたのです。 ところが、(当時)佐川理財局長 の指示により、野党議員からの様々 な追及を避けるために原則として資 料はできるだけ開示しないこと、開 示するタイミングもできるだけ後送 りとするよう指示があつたと聞いて います。(現場の私たちが直接佐川 局長の声を聞くことはできません が、本省(国土財産管理課)杉田補 佐からは局長に怒られたとよく言っ ていました)

近畿財務局が、豊中市に所在する 国有地を学校法人森友学園(以下 「学園」という)に売却(売買契約 締結)したのは平成28年6月20日で す。

私は、この時点では、本件事実を 担当していませんので、学園との売 買契約に向けた金額の交渉等に関し て、どのような経緯があつたのかに ついてはその事実を承知していません。

2. 全ては本省主導

本件事実の財務省(以下「本省」という)の担当窓口は、理財局国 有財産管理室(主に担当の杉田補

できるだけ後送りとするよう指示

(1)国会対応 平成29年2月以降はほとんど連日の ように、衆参議院予算委員会等 で、本件事実について主に野党議員 から追及(質問)されます。 世間を騒がせ、今も頻りに取り上 げられる佐川(前)理財局長が一貫 して「面談交渉記録」の文書は既 乗した」などの答弁が国民に違和感 を与え、野党の追及が収まらないこ との原因の一つとなっています。 一般的に、行政上の記録を伝記 録として作成された文書の保存期間

は、文書管理規則上1年未満とされ ていますので、その点において違法 性はないと思いますが、実際には、 職務参考資料として保管されている のが一般的です。 この資料(伝達記録)を文書管理 規則に依つて、最終「廃棄した」と の説明(去来)は、財務省が判断し たことです。その理由は、伝達記録 は、細かい内容が記されていますの で、財務省が学園に特別の恩恵を因 ったと思われる、あるいはそのよう に誤解を与えることを避けるため

また、野党に資料を提出する前には、国会対応のために、必ず去来(自民党)に事前に説明(本省では 「去来シク」と呼称)した上で、与 党の了承を得た後に提出するという ルールにより対応されてきました (杉田補佐、近畿財務局構管助部長 などの話) (3)会計検査院への対応

国会（参議院）の要請を受けて、近畿財務局が本件事案に関して会計検査院の特別検査を、昨年平成29年4月と、6月の2回受検しました。

受検時には、佐川理財局長の指示を受け、本署理財局から幹部職員（田村国有財産管理室長、国有財産業務課地租課長ほか、企画課課長）が派遣され、検査会室に出席し、近畿財務局からの説明を本署幹部職員が補足する対応がとられました。

その際、本省の検査院への対応の基本姿勢は、次のとおりです。

① 決算書等の関係書類は検査院には示さず、本署が持参した一部資料（2/3/3分冊のドキュメントを持参）の範囲内のみで説明する

② 理事問題として、上記①のみでは検査院からの質問等に説明（対応）できないとして、田村管理室長が、近畿財務局に保管されている決算文書等を使用して説明することはやむを得ないと判断して、①の対応が修正された

③ 応答記録をはじめ、法律相談の記録等の内部検討資料は一切示さないこと、検査院への説明は「文書として保存していない」と説明するよう事前に本省から指示がありました（誰から誰に指示がされたかは不明確ですが、近畿財務局が作成した回答案のチェックを本省関係課で分担され、その際資料は提示しない

との基本姿勢が取られていました）

（注）この時、法律相談の記録等の内部検討資料が保管されていることは、近畿財務局の文書管理課等（統括法律監査官、訟務課、統括国有財産管理官（1））の全ての責任者（統括法律監査官、訟務課長、統括国有財産管理官）は承知していました。

したがって、平成30年2月の国会（衆・参議院）で、財務省が新たに議員に開示した行政文書の存在について、麻生財務大臣、大田理財局長の説明「行政文書の開示請求の中で、改めて近畿財務局で確認したところ、法律相談に関する文書の存在が確認された」（参衆）は、明らかに虚偽答弁なのです。

さらに、新聞紙上に掲載された本年1月以降に新たに発見したとして

開示した「省内で法的に論点を検討した新文書」について、本年2月19日の衆院予算委員会で、大田理財局長が「当初段階で、法務担当者に伝え、資料に気付く状況に至らなかった。法務担当に聞いていれば（文書の存在）に気付いていたはずだ」との答弁も全くの虚偽である。

それは、検査の際、この文書の存在は、法務担当に聞かなくても、法務担当以外の訟務課、統括国有財産管理官は作成されていることを当然認識しています。これも近畿財務局は本省主導で資料として提示しないとの基本的な対応の指示に従っただけなのです。

また、本省にも報告され保管されていることは、上記2に記載している本省と財務局との情報共有の基本ルールから明らかです。

を物語っています。

（参問）

財務省は、このまま虚偽の説明を続けることで国民（議員）の信任を得られるのか。

当初、佐川理財局長の答弁がここまでタメシコンコントロールを意識して対応されていたかといえは、当面の国会対応を憂うことだけしか念頭になかったのは明らかです。

3. 財務省は前代未聞の「虚偽」を訂ぐ

平成30年1月28日から始まった国会では、大田（理）理財局長が、前任の佐川理財局長の答弁を踏襲することに終始し、国民の誰もが許すまいような虚偽を繰り返した虚偽答弁が繰り返られているのです。

現在、近畿財務局内で本件事案に係る職員の間でも虚偽答弁を承知し、違和感を抱き続けています。

しかしながら、近畿財務局の幹部をはじめ、誰一人として本省に対して、事実に反するたとえ反論（異議）を示すこともしないし、それができないのが本省と地方（現場）である財務局との関係であり、キャリア制度を中心とした組織体制そのもの（実態）なのです。

本件事案を通して、財務管理財局

詭弁を通り越した虚偽答弁が続けられた

（1）財務省の虚偽答弁

本省が虚偽の答弁を繰り返していることを再掲しますと、

上記（1）国会対応、（2）国会議員、（3）会計検査院への対応の全ては、本省で基本的な対応のスタンスが決められました。

特に、（3）では、本省から財務局に以下の対応の指示がありました。

- 資料は最小限とする
- できるだけ資料を示さない
- 検査院には法律相談関係の検討資料は「ない」と説明する

この事案の対応で、先の国会と理日のように取り上げられた佐川（当時）理財局長の国会答弁の内容と整合性を図るよう、佐川局長と局長の意向を受けた本省幹部（理財局次長、総務課長、国有財産企画課長など）による基本的な対応姿勢が全て

詭弁を通り越した虚偽答弁が続けられた

できるだけの資料を示さない

検査院には法律相談関係の検討資料は「ない」と説明する

この事案の対応で、先の国会と理日のように取り上げられた佐川（当時）理財局長の国会答弁の内容と整合性を図るよう、佐川局長と局長の意向を受けた本省幹部（理財局次長、総務課長、国有財産企画課長など）による基本的な対応姿勢が全て

佐川氏の自宅からは新聞の白紙が散らばっていた

田村統括部長から本省の指示の作業が多いので、手伝って欲しいとの連絡を受け、役所に出勤（16時30分頃登庁）するよう指示がありました。

その後の3月7日頃にも、修正作業の指示が複数回あり現場として私はこれを担当拒否しました。

統括部長に報告し、当初は必しむなどの指示でしたが、本省理財局長、中井総務課長をはじめ田村国有財産管理室長などから補部長に直接電話があり、応じることはやむを得ないとし、美並近畿財務局長に報告したと承知しています。

美並局長は、本件に関して全責任を負うとの発言があったと補部長が聞きました。

補部長以外にも、松本理財部次長、小西次長の理財部幹部はこの事実をすべて知っています。

田村統括部長から本省の指示の作業が多いので、手伝って欲しいとの連絡を受け、役所に出勤（16時30分頃登庁）するよう指示がありました。

その後の3月7日頃にも、修正作業の指示が複数回あり現場として私はこれを担当拒否しました。

統括部長に報告し、当初は必しむなどの指示でしたが、本省理財局長、中井総務課長をはじめ田村国有財産管理室長などから補部長に直接電話があり、応じることはやむを得ないとし、美並近畿財務局長に報告したと承知しています。

美並局長は、本件に関して全責任を負うとの発言があったと補部長が聞きました。

補部長以外にも、松本理財部次長、小西次長の理財部幹部はこの事実をすべて知っています。

本省からの出張組の小西次長は、「元の調査が書き過ぎているんだよ」と調査の修正を悪いこととも思わず、本省から田村の指示に従い、あっけらかんと修正作業を行い、差し替えを行ったのです。

（大阪地検特捜部はこの事実関係すべてを知っています）

これが財務省官僚機構の実態なのです。

バウハウスの有名な佐川局長の指示には誰も背けないのです。

佐川局長は、修正する箇所を事細かく指示したのかどうかはわかりませんが、杉田補佐などが過剰反応として、修正範囲をどんどん拡大し、修正した回数も3回ないし4回程度と認識しています。

役所の中の役所と言われる財務省でこんなことが何回何回と行われる。

断、無責任な組織です。

○刑事罰、懲戒処分を受けるべき者

佐川理財局長、当時の理財局次長、中井総務課長、企画課長、田村国有財産管理室長ほか幹部

担当窓口の杉田補佐（悪い事をぬけぬけとやることのできる役人失格の醜態）

この事実を知り、抵抗したとはいえ関わった者としての責任をどう取るか、ずっと考えてきました。

事実を、公的な場所でしっかりと説明することができません。

今の健康状態と体力ではこの方法をとるしかありませんでした。（55歳の春を迎えることができず、悔しと悔し）

多岐（もことま）多岐（もことま）を江がせ、彼女の人生を破壊させたのは、本省理財局です。

私の大好きな義母さん、断つても、気が狂うほどの怖さと、辛さこんな人生って何？

兄、甥っ子、そして美友、みんなに迷惑をおかけしました。

まよふなら

（補部長注）明らかでない事、疑念に限り修正、その他はすべて原文のまま掲載

（国有財産担当部門）には、組織としてのコンプライアンスが機能する責任ある体制にはないのです。

4. 決算文書の修正（差し替え）

本年3月2日の朝日新聞の報道、その後本日（3月7日現在）国会を空転させている決算文書の調査の差し替えは事実です。

元は、すべて、佐川理財局長の指示です。

局長の指示の内容は、野郎に資料を示した際、苦悶に厚塗したと取られる疑いの箇所はすべて修正するよう指示があったと聞きました。

佐川理財局長の指示を受けた、財務本署理財局幹部、杉田補佐が過剰に修正箇所を決め、杉田氏の修正した文書を近畿局で差し替えしました。

第一回目は昨年2月26日（日）のことです。

当日15時30分頃、出勤していた地

田村統括部長から本省の指示の作業が多いので、手伝って欲しいとの連絡を受け、役所に出勤（16時30分頃登庁）するよう指示がありました。

その後の3月7日頃にも、修正作業の指示が複数回あり現場として私はこれを担当拒否しました。

統括部長に報告し、当初は必しむなどの指示でしたが、本省理財局長、中井総務課長をはじめ田村国有財産管理室長などから補部長に直接電話があり、応じることはやむを得ないとし、美並近畿財務局長に報告したと承知しています。

美並局長は、本件に関して全責任を負うとの発言があったと補部長が聞きました。

補部長以外にも、松本理財部次長、小西次長の理財部幹部はこの事実をすべて知っています。

本省からの出張組の小西次長は、「元の調査が書き過ぎているんだよ」と調査の修正を悪いこととも思わず、本省から田村の指示に従い、あっけらかんと修正作業を行い、差し替えを行ったのです。

（大阪地検特捜部はこの事実関係すべてを知っています）

これが財務省官僚機構の実態なのです。

バウハウスの有名な佐川局長の指示には誰も背けないのです。

佐川局長は、修正する箇所を事細かく指示したのかどうかはわかりませんが、杉田補佐などが過剰反応として、修正範囲をどんどん拡大し、修正した回数も3回ないし4回程度と認識しています。

役所の中の役所と言われる財務省でこんなことが何回何回と行われる。

断、無責任な組織です。

○刑事罰、懲戒処分を受けるべき者

佐川理財局長、当時の理財局次長、中井総務課長、企画課長、田村国有財産管理室長ほか幹部

担当窓口の杉田補佐（悪い事をぬけぬけとやることのできる役人失格の醜態）

この事実を知り、抵抗したとはいえ関わった者としての責任をどう取るか、ずっと考えてきました。

事実を、公的な場所でしっかりと説明することができません。

今の健康状態と体力ではこの方法をとるしかありませんでした。（55歳の春を迎えることができず、悔しと悔し）

多岐（もことま）多岐（もことま）を江がせ、彼女の人生を破壊させたのは、本省理財局です。

私の大好きな義母さん、断つても、気が狂うほどの怖さと、辛さこんな人生って何？

兄、甥っ子、そして美友、みんなに迷惑をおかけしました。

まよふなら

（補部長注）明らかでない事、疑念に限り修正、その他はすべて原文のまま掲載